

名古屋市地下街防災推進事業補助金交付要綱

(目的等)

第 1 条 この要綱は、都市における重要な歩行者ネットワークを形成している地下街において、大規模地震発災時や浸水時における安心な避難空間の確保等を図るため、名古屋市地下街防災推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、地下街の防災対策の推進を図ることで災害に強い都市の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 地下街

公共の用に供される地下歩道と当該地下歩道に面して設けられる店舗、事務所その他これらに類する施設とが一体となった地下施設であって、公共の用に供されている道路又は駅前広場の区域の下に設けられるものをいう。

(2) 地下街管理会社

地下街を所有若しくは管理する者をいう。

(3) 協議会

地下街が連坦している地域において、当該地域の防災性の向上を図るため、複数の地下街会社、地方公共団体に加え、必要に応じ、他の地下通路の管理者等で構成される団体をいう。

(4) 地下街防災推進事業

大規模地震発災時や浸水時における安心な避難空間の確保等を図るため、本要綱に従って行われる地下街の耐震改修、施設整備等の防災対策に要する費用について総合的に支援する事業をいう。

(5) 地下街防災推進計画

地下街防災推進事業制度要綱（平成 26 年 4 月 1 日施行）第 3 条に規定する計画をいう。

(6) 退避施設

名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画、伏見・栄地区都市再生安全確保計画及び金山駅周辺地区エリア防災計画に定める発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設をいう。

(7) 耐震判定委員会等

次のいずれかに該当する機関をいう。

ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約に基づく耐震判定委員会登録要綱の規定により登録を受けた耐震判定委員会

イ 次に掲げる条件をすべて満たし、前号と同等であると市長が認める機関

(ア) 評価等の業務について、その業務遂行における知識、経験を有する機関であること。

(イ) 評価の公平性を期するため、外部の学識経験者及び外部の実務経験者等の占める構成比が過半であること。

(ウ) 評価に関する事務取扱について、自らの責務において処理できる機関であること。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、前条第 2 号及び第 3 号に規定する者であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 道路占用料、法人税、市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

(5) 次に掲げる事業協同組合（以下「協同組合等」という。）の場合は、次条の規定による補助対象事業を実施することについて組合員の承諾を得ていること。

ア 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）によって設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）によって設立された協業組合、商工組合、商工組合連合会

ウ 商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された商店街振興組合、商店街振興組合連合会

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 地下街防災推進計画の策定

ア 安全点検・調査

イ 避難検討

ウ 計画作成

(2) 地下街防災推進事業

ア 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策（地下街管理会社が所有又は管理する施設に限る。）

イ 避難施設、防災施設の整備

ウ 避難啓発活動

(補助金の額)

第5条 市が交付する補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める事業に要する費用の3分の1以内とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に、名古屋市地下街防災推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支予算書（様式第2号）
- (2) 事業全体計画書（様式第3号）（工事等が複数年度にわたる場合、かつ、その工程を分割することが困難な場合に限る）
- (3) 見積書の写し及び積算内訳書（3社以上）
- (4) 工程表
- (5) 組合規約及び補助対象事業の実施に係る議決書又はこれに代わるもの（申請者が協同組合等である場合）
- (6) 退避施設への指定に係る市からの通知書の写し（非常用発電設備等の整備を行う場合に限る）
- (7) 道路占用料の納付書の写し（直近の納付から3年間のもの）
- (8) 直近の決算終了年度から3年間の法人税納税証明書、法人道府県民税（法人市民税を含む）納税証明書、法人市町村民税納税証明書、固定資産税納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がない旨の証明でも可）
- (9) 定款及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類（登記事項証明書を除く））
- (10) 法人役員等に関する調書（様式第4号）
- (11) 財務諸表（直近の決算終了年度から3年間のもの）
- (12) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は前項に定める補助金の交付申請に先立ち、事前相談を行うこととする。
- 3 第1項に定める名古屋市地下街防災推進事業補助金交付申請書の提出期日は、各年度の補助事業の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。
- 4 申請者は、第1項第2号に定める計画書を提出して補助事業を実施する場合、毎年度、第1項に基づく補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合、初年度以外の申請においては、第1項中「補助対象事業の実施に関する契約を締結する前に」を「第3項に定める提出期日が指定された後速やかに」と読み替えるものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に名古屋市地下街防災推進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査及び前条第2項に規定する事前相談にあたり、必要に応じて、学識経験者等に対する意見聴取を行うものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を申請者に名古屋市地下街防災推進事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(着手届)

第8条 申請者は、補助対象事業に着手したときは、着手届（様式第7号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の実施に係る契約書の写し

(2) 工事監理者、工事請負業者の記載された連絡者リスト（第4条第2号ア及び第4条第2号イの場合）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類は、補助金の交付決定があった日から起算して30日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(耐震改修計画の評定)

第9条 第4条第2号に規定する補助対象事業として耐震補強工事を行う者は、耐震補強設計時に、耐震判定委員会等において耐震改修計画の評定を受けるものとする。

2 地下街管理会社又は協議会は、前項に規定する評定の申請前に、耐震改修計画の内容を市長に協議するものとする。

3 地下街管理会社又は協議会は、第1項に規定する評定を受けた場合は、耐震改修計画の結果の写しを市長に提出するものとする。

(退避施設の指定)

第10条 第4条第2号に規定する補助対象事業として非常用発電設備等の整備を行う者は、当該補助の対象となる地下街について退避施設の指定を受けるものとする。

2 前項の規定により退避施設の指定を受けた地下街は、補助を受けて非常用発電設備等の整備を行った場合、整備した非常用発電設備等が存続する期間中、正当な理由がある場合を除き、退避施設の指定を継続するものとする。

(交付申請の内容の変更)

第 11 条 申請者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、変更箇所に着手する前に名古屋市地下街防災推進事業補助金交付変更申請書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (2) 変更図面その他変更内容がわかる書類

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付決定の変更を決定した場合は、名古屋市地下街防災推進事業補助金交付決定変更通知書（様式第 9 号）をもって申請者に通知するものとする。

3 申請者は、前項の通知を受けた場合は、速やかに、変更契約を締結し、変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第 12 条 申請者は、第 7 条及び前条による補助金の決定の内容又はその条件に不服があり、申請を取り下げようとするときは、速やかに補助金交付申請取下届出書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により申請の取下げをすることができる期間は、第 7 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による通知があった日から 30 日以内とする。

(補助対象事業の中止)

第 13 条 申請者は、補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに補助対象事業中止申請書（様式第 11 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認したときは、その旨を申請者に補助対象事業中止承認通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

(遂行命令等)

第 14 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して補助対象事業の遂行に関して、必要な指導及び助言若しくは指示を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 市長は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助対象事業を遂行していないと認める場合、改善を命じることができる。

3 市長は、申請者が前項の命令に違反した場合は、申請者に対して補助対象事業の一部について停止を命じることができる。

(実績報告等)

第 15 条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い期日までに、事業完了実績報告書（様式第 13 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支計算報告書（様式第 14 号）

- (2) 事業の実施状況が分かる書類
- (3) 領収書の写し又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第 17 条第 1 項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 16 条 市長は、事業完了実績報告書を受領した場合は、報告内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、名古屋市地下街防災推進事業補助金交付額確定通知書（様式第 15 号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第 17 条 前条の通知を受けた申請者は、請求書（様式第 16 号）により、補助金の交付を市長に請求することができる。

2 市長は、前項の請求に基づき、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 18 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反した場合
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 第 3 条第 2 号から第 4 号のいずれかに該当しないこととなったとき又は第 6 条の申請をしたときに第 3 条第 2 号から第 4 号のいずれかに該当していなかったことが判明した場合
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 市長は前項の規定による補助金の交付の取消しを決定したときには、その旨を申請者に名古屋市地下街防災推進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 17 号）により通知するものとする。

(書類の保管)

第 19 条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(管理方法等に関する協議)

第 20 条 申請者は、補助を受けて整備した施設の適正な維持管理に努めるとともに、管理方法等について市長が協議を求めた場合は、これに応じなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業	費用	内容
地下街防災推進計画の策定	ア 安全点検・調査費	現況調査、耐震診断等安全点検・調査に要する費用
	イ 避難検討費	避難検討にあたり必要な避難シミュレーション、近隣施設や店舗等との調整に要する費用
	ウ 計画作成費	整備手法、年次計画等の地下街防災推進計画の作成に要する費用
地下街防災推進事業（地下街防災推進計画に基づき実施させる事業）	ア 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策	通路（一般店舗等の専用的又は閉鎖的に使用されるものを除く）、電気室、機械室等の公共的空間における防災性向上のための施設の整備及びその整備と併せて実施する漏水対策に要する費用（ただし、浸水防止対策については地上部に通じる給排気・排煙設備から地下街への雨水等の流入防止対策に限る）
	イ 避難施設、防災施設の整備	避難施設（非常用照明装置、避難誘導施設、緊急時情報提供設備等）、防災施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、換気設備・開口部、非常用発電設備等）の整備に要する費用
	ウ 避難啓発活動	利用者等への避難啓発活動に要する費用

様式

要 綱	名 称	様 式
第 6 条	名古屋市地下街防災推進事業補助金交付申請書	第 1 号
第 6 条	事業収支予算書	第 2 号
第 6 条	事業全体計画書	第 3 号
第 6 条	法人役員等に関する調書	第 4 号
第 7 条	名古屋市地下街防災推進事業補助金交付決定通知書	第 5 号
第 7 条	名古屋市地下街防災推進事業補助金不交付決定通知書	第 6 号
第 8 条	着手届	第 7 号
第 11 条	名古屋市地下街防災推進事業補助金交付変更申請書	第 8 号
第 11 条	名古屋市地下街防災推進事業補助金交付決定変更通知書	第 9 号
第 12 条	補助金交付申請取下届出書	第 10 号
第 13 条	補助対象事業中止申請書	第 11 号
第 13 条	補助対象事業中止承認通知書	第 12 号
第 15 条	事業完了実績報告書	第 13 号
第 15 条	事業収支計算報告書	第 14 号
第 16 条	名古屋市地下街防災推進事業補助金交付額確定通知書	第 15 号
第 17 条	請求書	第 16 号
第 18 条	名古屋市地下街防災推進事業補助金交付決定取消通知書	第 17 号